

第6章

都市づくりの実現に向けて

ここでは、本町における都市づくりを円滑かつ効果的に実現していくために、実行体制の充実・強化、主要な施策・事業の実行プログラムの具体化、実行財源とその支援方策の確保及び計画の進行管理システムの構築について、それらのあり方を明らかにします。

1 ● 実行体制の充実・強化

本町における都市づくりの実行体制については、次に示すとおり、「まちづくりへの町民参加の促進」、「広域行政の協力・連携体制の構築」及び「庁内推進体制の確立」により、その充実・強化を図ります。

■ 1 ■ まちづくりへの町民参加の促進

まちづくりへの町民参加を促進するため、町民と行政との役割とその分担を十分認識しつつ、両者の協働によりまちづくりを進めていくため、まちづくりへの町民参加を促進するための理念の普及・啓発を図りながら、町民と行政の協働によるまちづくりを推進するシステムの構築や町民・生活者・地域の視点に基づく柔軟なまちづくり手法を確立します。

I・町民参加を促進するまちづくりの理念の普及・啓発

■ 多様なまちづくり情報の提供

- ・まちづくりに関する多様な情報を効果的に発信するため、情報媒体（広報、パンフレット、ホームページ等）や場（既存の公共施設等を活用した情報コーナー・相談窓口の設置）の活用・充実に努めます。
- ・様々なまちづくり情報をデータベース化するため、行政、各種団体、教育・研究機関、個人などの協力体制を構築し、まちづくり情報ネットワークの形成に努めます。

■ まちづくりに関する学習機会の確立

- ・まちづくりへの関心を高め、理解をより一層深めていくために、町民生活に身近な問題から比較的高度な環境問題などをテーマとした講座・講演会を開催します。こうした学習機会に対する町民参加を促進するため、町民自ら行ったまちづくりに関する調査・研究レポート等を公募し、応募作品の発表会等の開催に努めます。
- ・次代のまちづくりを担う児童・生徒等の理解を促進するため、まちづくりをテーマとした副読本の作成や課外活動等の実施による体験学習など、学校教育の中でまちづくりに関する学習機会の確立に努めます。
- ・都市マスタープランによる本町の今後のまちづくりの方向性を広く町民に周知するとともに、町民の手によるまちづくりを促進するため、町民が手軽に参加・協力できるまちづくりの手引書（まちづくりガイドブック等）の作成・配布に努めます。

■ まちづくりと親しむ環境づくり

- ・ 町民が楽しみながらまちづくりに親しむ環境を創造していくため、タウンウォッチング等の体験型のイベントを開催するとともに、こうしたイベントを町民の手により開催できるようその支援に努めます。
- ・ 町民の地域に対する愛着や誇りを高めながらまちづくりに親しめる環境を創造していくため、町内の代表的なまちづくり事例などの選定による「湯河原まちづくり〇〇選」等の制度制定に努めます。

■ まちづくりへの参加意欲の向上

- ・ 町民のまちづくりに対する参加意欲を高めるため、まちづくりに協力・貢献した団体・個人への顕彰制度の制定に努めます。
- ・ 町民参加により実現したまちづくりについてのコンクールを実施するとともに、それらの町役場や地域会館等における展示に努めます。

Ⅱ・協働のまちづくりを推進するシステムの構築

■ 町民参加のまちづくり活動拠点・支援組織づくり

- ・ 町民による自主的なまちづくりに向けて、町民活動の拠点づくりや町民ネットワークの自立を支援する組織として町民まちづくり支援センター等の設置に努めます。

■ まちづくりリーダー・組織・ネットワークの育成

- ・ 町民生活に身近なまちづくり活動を促進していくために、地域におけるまちづくりに係るリーダー・組織・ネットワークを育成し、それらが地域において積極的に活動できるよう、技術的・財政的支援を行うなど、その活動条件の確保に努めます。

■ まちづくりへの多様な参画機会の創出

- ・ 町民生活に身近なまちづくりを実践するため、地区毎のまちづくり計画や自主的なまちづくりルール策定の策定、さらには暮らしに身近な施設づくりや維持・管理等の検討など多様な参画機会（協議会の設置・運営やワークショップ手法の活用等）の創出に努めます。

Ⅲ・町民・生活者・地域の視点に基づく柔軟なまちづくり手法の確立

■ 法に基づく地区計画の効果的な活用

- ・ 地区毎の特色を活かしたまちづくりを推進していくため、都市計画法に基づく制度として地区計画の積極的な活用に努めます。

■ 自主的・自立的なまちづくりルールの創設

- ・ 既存制度の限界性を踏まえつつ、地域の特性や住民のニーズに対応したまちづくりに取り組むため、地域の自主性や自立性を前提とした町独自のまちづくり制度（条例、要綱等）の制定を検討します。

■ 2 ■ 広域行政の協力・連携体制の構築

- ・本町においては、西湘バイパスの再延伸や湯河原～熱海連絡道路の整備をはじめ、観光をベースとした交流ネットワークづくりなど、国や神奈川県・静岡県、さらには周辺諸都市と深くかかわる広域的な取組の推進が求められています。
- ・こうした取組を、本町のまちづくりにバランスよく効果的・戦略的に反映させていくため、地元自治体としての主体性をもちながら、国・県・周辺諸都市との緊密かつ高度な協力・連携体制の構築に努めます。

■ 3 ■ 庁内推進体制の確立

- ・高度化・複雑化・広域化する行政課題に応え、計画的・効率的なまちづくりを推進していくためには、従来の縦割りの体制から、横断的・戦略的な体制へと再構築していく必要があります。
- ・そのため、周辺諸都市との連携に配慮しながら、行政内部に土地利用の規制・誘導や都市施設等の整備、さらには人と自然にやさしいまちづくりについて、総合的な政策判断を担う組織やそれに基づき関連各部門間の連携を図る組織を設置するなど、庁内における新しいまちづくり体制の確立に努めます。

2 ● 主要な施策・事業の実行プログラムの具体化

● 施策・事業間連携と波及効果に配慮した段階的な取組の推進

「第3章 都市づくりの基本目標」で設定した「都市づくりの基本戦略」を踏まえながら、土地利用の規制・誘導、都市施設等の整備、市街地・集落地のまちづくり、さらには人と自然にやさしいまちづくりに係る主要な施策・事業について、それらの連携と波及効果に配慮した段階的な取組（実行プログラム）を次のように定め、推進します。

なお、プログラムの対象期間は、前期（平成21年度～平成27年度）、後期（平成28年度～平成37年度）とします。

		前 期 (H21～H27)	後 期 (H28～H37)	備 考
土地利用に関する事項	適正な市街地規模の確保			・ 現行の用途地域の維持による規制・誘導
	計画的な土地利用の形成	重点事業1 重点事業2 重点事業3 重点事業4		・ 現行の土地利用法規制の維持による規制・誘導
	市街地の適切な密度構成の誘導			・ 現行の用途地域の維持による規制・誘導
	建築物の適切な高さ等の誘導	重点事業5		<前 期> ・ 法律に基づく誘導手法（高度地区、地区計画、景観地区）や町条例等の活用検討 <後 期> ・ 前期検討結果に基づく規制・誘導
都市施設等の整備に関する事項	交通施設	西湘バイパスの再延伸		・ 整備促進
		湯河原～熱海連絡道路の整備		・ 整備の実現化
		3・6・1湯河原箱根仙石原線の拡幅整備	重点事業2	・ 整備促進 ・ 関連町道（台南若草山線）の整備推進
		町道オレンジライン～鍛冶屋地区連絡道路の整備		・ 整備の実現化
		鍛冶屋地区～福浦地区連絡道路の整備		・ 整備の実現化
		福浦地区～真鶴半島連絡道路の整備		・ 整備の実現化
		吉浜地区・東西及び南北連絡道路の整備		・ 整備の実現化
		温泉場地区・南北連絡道路の整備		・ 整備の実現化
		生活道路の整備		・ 整備促進
		交通集中地の整備	重点事業1	・ 既存施設の拡充整備
		公共交通の整備	重点事業1	・ 既存公共交通網の維持・増進

		前 期 (H21~H27)	後 期 (H28~H37)	備 考		
都市施設等の整備に関する事項	公園・緑地	街区公園の整備	重点事業2	重点事業2	<前 期> ・(仮)温泉場地区公園及び(仮)福浦幼稚園跡地公園の整備 <後 期> ・新規街区公園6か所の整備の実現化	
		広場公園の整備	重点事業3		・(仮)湯河原海辺公園の整備	
	河川・供給処理施設	河川の整備			・整備促進 ・砂防指定地における土石流防止等	
		上水道の整備			・水資源の有効利用と経営合理化への配慮	
		雨水排水施設の整備			<前 期> ・事業認可区域の整備 (平成25年度目標) <後 期> ・全体計画区域の整備 (平成32年度目標)	
		汚水排水施設の整備			<前 期> ・事業認可区域の整備 (平成25年度目標) <後 期> ・全体計画区域の整備 (平成32年度目標)	
		ごみ処理施設の整備			・広域連携による整備推進	
	公共公益施設の整備			・既存施設の拡充整備		
	市街地・集落地のまちづくりに関する事項	市街地のまちづくり	広域商業拠点(3・5・1国道135号沿道地区)の整備	重点事業3		・「湯河原海岸利用計画」を踏まえたまちづくりの推進
			都市中心拠点(湯河原駅周辺地区)のまちづくり	重点事業1		・「湯河原駅周辺地区市街地総合再生基本計画書」を踏まえたまちづくりの推進
観光拠点(温泉場地区)のまちづくり			重点事業2		・「湯河原町景観計画」を踏まえたまちづくりの推進	
観光拠点(奥湯河原地区)のまちづくり					・町民参加によるまちづくり方針の立案と実現化手法の導入(地区計画の活用等)	
観光拠点(町道オレンジライン沿道地区)のまちづくり					・町民参加によるまちづくり方針の立案と実現化手法の導入(地区計画の活用等)	
海洋交流拠点(福浦漁港周辺地区)のまちづくり			重点事業3		・「湯河原海岸利用計画」を踏まえたまちづくりの推進	
幹線道路沿道地区のまちづくり			重点事業1 重点事業2 重点事業3		・町民参加によるまちづくり方針の立案と実現化手法の導入(地区計画の活用等)	
中心市街地のまちづくり					・町民参加によるまちづくり方針の立案と実現化手法の導入(地区計画の活用等)	
周辺市街地のまちづくり					・町民参加によるまちづくり方針の立案と実現化手法の導入(地区計画の活用等)	
集落地のまちづくり			重点事業4		・町民参加によるまちづくり方針の立案と実現化手法の導入(特定用途制限地域の指定等)	
	既存住宅団地のまちづくり			・町民参加によるまちづくり方針の立案と実現化手法の導入(特定用途制限地域の指定等)		

序章
改訂にあたって

第1章
計画策定の
考え方

第2章
湯河原町の現状と
都市づくりの課題

第3章
都市づくりの
基本目標

第4章
分野別の都市
づくりの方針

第5章
地域別のまち
づくりの方針

第6章
都市づくりの
実現に向けて

資料編
1. 策定の経緯
2. 用語集

		前 期 (H21~H27)	後 期 (H28~H37)	備 考
環境共生	自然との共生環境づくり			・自然環境の保全・再生 ・自然とのふれあいの場づくりと交流ネットワークの形成
	歴史・文化との共生環境づくり			・歴史的・文化的環境の保全・再生 ・歴史・文化とのふれあいの場づくりと交流ネットワークの形成
	資源循環型の都市システムの構築			・省エネルギーの啓発 ・クリーンエネルギーの活用 ・リサイクルの促進
	環境にやさしい効率的な交通体系の実現			・省エネルギー型の自動車社会の形成 ・環境に配慮した交通基盤・手段の整備・改善
人と自然にやさしいまちづくりに関する事項	広がりによる景観づくり	市街地 (奥湯河原地区を含む)	重点事業1 重点事業2 重点事業3 重点事業5	「湯河原町景観計画」を踏まえた景観まちづくりの推進
		緑住エリア	重点事業4 重点事業5	
		自然環境 保全エリア	重点事業5	
	個性ある拠点の景観づくり	湯河原駅拠点	重点事業1	
		門川海岸拠点	重点事業3	
		福浦漁港拠点	重点事業3	
		さつきの郷		
		梅の郷・桜の郷 (幕山公園)		
		あじさいの郷 (城山城址)		
		もみじの郷		
		総合運動公園 (ゆめ公園)		
	万葉公園			
	つなげる軸としての景観づくり	城山 ～湯河原駅 ～門川景観軸		
		市街地外縁 斜面緑地軸		
湯河原海岸軸		重点事業3		
千歳川・新崎川軸				
幹線道路軸		重点事業1 重点事業2 重点事業3		
鉄道 (JR東海道本線)				

		前期 (H21~H27)	後期 (H28~H37)	備考	
人と自然にやさしいまちづくりに関する事項	景観まちづくり	地区毎の景観づくり			・「湯河原町景観計画」を踏まえた景観まちづくりの推進
		奥湯河原地区			
		温泉場地区	重点事業2		
		町道オレンジライン沿道地区			
		宮上商業地区			
		宮上・宮下居住地区			
		城堀地区			
		駅下地区	重点事業1		
		門川海岸拠点地区	重点事業3		
	中央・鍛冶屋地区				
	吉浜・川堀・福浦地区				
	防災まちづくり	骨格的な防災都市構造の確立			・防災活動圏の形成 ・防災拠点・避難路・避難場等の整備
		市街地における防災対策の推進			・市街地の防災性能の向上 ・町有施設における重点的な耐震化・不燃化 ・ライフライン施設の整備
自然災害の防止対策の推進				・河川改修の促進と総合的な治水対策 ・津波・高潮災害の対策 ・崖崩れ対策と宅地造成の規制	
福祉のまちづくり	すべての人々を受け入れる都市空間の整備			・安全快適な移動手段・環境の整備とネットワーク化 ・主要な公共公益施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入	
	いきいきと活動・交流できる場や環境の形成			・既存施設を活用した健康・福祉の拠点づくりとネットワーク化	
	安心とゆとりある住空間の実現			・民間賃貸住宅の借上げ等の検討	

序章
改訂にあたって

第1章
計画策定の
考え方

第2章
湯河原町の現状と
都市づくりの課題

第3章
都市づくりの
基本目標

第4章
分野別の都市
づくりの方針

第5章
地域別のまち
づくりの方針

第6章
都市づくりの
実現に向けて

資料編
1. 策定の経緯
2. 用語集

3 ● 実行財源とその支援方策の確保

限られた投資的経費を有効に活用しつつ、本計画に沿ったまちづくりを確実に実践していくため、実行財源とその支援方策（制度、システム）の確保を図ります。

● 長期的な視野に立った計画的な財政運営の推進

- ・ 財政需要が増大する中で、本計画に沿ってまちづくりを実践していくためには、計画的な財政運営が重要となります。
- ・ そのため、投資効果を踏まえた重点的かつ戦略的な財源配分や産業基盤の強化などによる積極的な自主財源の確保、さらに国・県補助金及び民間資金の活用など、長期的な視野に立った財政運営の推進に努めます。

4 ● 計画の進行管理システムの構築

本計画の策定後、計画を有効かつ積極的に活用していくため、その進行管理システムの構築を図ります。

● 計画の継続性と柔軟性を支える進行管理システムの確立

- ・ 本計画に基づくまちづくりの継続性と柔軟性を支えていくために、以下のような計画の進行管理システムの確立に努めます。
- 総合計画・実施計画のローリングと一体となった都市マスタープラン・実施計画書（主要な施策・事業の進捗状況の把握、施策・事業の実施による効果や施策・事業の未実施理由・未実施による問題点等の評価・分析書）の導入
 - 行政サイドからみたまちづくり評価システム（町民主体・協働のまちづくりを促進するための政策目標・目標達成のための施策実施方針・具体の事業実施効果等に対する評価）の導入
 - 町民サイドからみたまちづくり評価システム（まちづくりに対する参加意欲や活動実態等に対する評価）の導入